

国際ロータリー第2840地区

ロータリー財団 ハンドブック

2018-2019年度 ダイジェスト版



インスピレーションに
なるう

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会

2018-2019年度 改訂版発行にあたって

ロータリー財団の新制度として2013-2014年度より全世界『未来の夢計画』がスタート、本年度で6年目となりました。当地区では、この制度による補助金制度も定着し各年度多くの成果を上げてまいりました。

前々年度(2016-2017)は、46クラブ全てのクラブからプロジェクト申請がありました。これは日本34地区の中で初めてのことで、高い評価をいただきました。前年度(2017-2018)からは、Webによる申請をしていただくということでご負担をおかけいたしましたが、44クラブ29プロジェクトの申請をいただくことができました。各クラブの担当をしていただきました皆様のご理解とご協力に対しまして、心からの感謝を申し上げます。本年度(2018-2019)は、この承認されたプロジェクトの実施年度となります。報告書につきましてもWebでの受付となりますので、よろしく願いいたします。

グローバル補助金につきましても、積極的に取り組んでいただきました。2018-2019年度でも益々の推進を図っていただきたいと思います。委員会は、皆様方の良き相談相手として身近に居りますのでどうぞご利用ください。

今年度も各クラブのプロジェクト計画・実施への準備を進めるため「2018-2019年度2840地区財団ハンドブック」を作成いたしました。今年度からの改正点等ありますのでお読みいただき是非ご活用ください。なお、このハンドブックは宮内ガバナーホームページにアップしておりますので、そちらでもご覧になれますのでご利用ください。

ロータリーの補助金に関する詳しい情報は、
国際ロータリーウェブサイト『マイロータリー「補助金を申請する」のページ』から、
又は地区ガバナー事務所までお問い合わせください。

この「財団ハンドブック」は、第2840地区独自の制約事項で編集しております。
財団管理委員会の制約事項がそのまま地区の制約事項となっているとは限りません
ので、本ハンドブックの制約事項を熟読し、プロジェクトを進めてください。

2018-2019年度
国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会

はじめに 2018-2019年度 改訂版発行にあたって……………①
ロータリー財団ハンドブック『ダイジェスト版』インデックス……………②

国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会

ロータリー財団とは……………1
2018-2019年度 ロータリー財団委員会方針……………2
2018-2019年度 セミナー開催予定等……………3
国際ロータリーとR財団との関係……………4
第2840地区 ロータリー財団委員会 組織図……………5
ロータリー財団の未来の夢計画とは……………6
シェアシステムによる寄付金の配分・スケジュール……………8

地区補助金

地区補助金の概要……………10
地区補助金の申請と報告……………14
第2840地区 地区補助金審査基準……………15
第2840地区補助金 計画～申請の年間サイクル……………21

グローバル補助金

クラブ・地区が立案するグローバル補助金……………22
グローバル補助金の申請から終了までの流れ……………29
グローバル補助金の申請と報告……………30
第2840地区 グローバル補助金審査基準……………31

- **クラブが準備をしなければならないこと**……………32
- **補助金プログラムへの参加資格**……………33
- **2840地区 グローバル補助金申請書セルフチェックリスト**……………35
- **2840地区 グローバル補助金報告書セルフチェックリスト**……………36
- **参考資料**……………37

ロータリー財団とは

ロータリー財団は、寄付を受け取り、ロータリー・クラブや地区の人道的及び教育的活動でロータリー財団が承認したものに補助金を提供する非営利法人と定義されています。

●1917年、アーチC.クランフ国際ロータリー会長は、「世界でよいことをするために」基金の設置を提案しました。

1928年、5,000米ドルまでに成長したこの基金は、『ロータリー財団』と名付けられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。

ロータリー財団のあらまし

ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野

ロータリー財団管理委員会は、財団の標語、使命、6つの重点分野（優先事項）を次のように定めています。

ロータリー財団の標語

世界でよいことをしよう



ロータリー財団の使命

ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること



6つの重点分野 (優先事項)

- ・平和と紛争予防／紛争解決
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛生
- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・経済と地域社会の発展



2018-2019年度 ロータリー財団委員会方針

R財団委員会委員長 板垣 忍

ロータリー財団委員会

2017-2018年度にもロータリー財団は、財務の健全性及び説明責任と透明性における堅実さが認められ、チャリティナビゲーター（米国で最大の慈善団体の格付け機関）から最高である4つの星評価を受けました。これで連続10年目です。

「誰もが聞いたことのある慈善団体ベスト10」のリストでは、ロータリー財団が、満点の100スコアで、他の2団体と同スコアで第1位となっています。

2018-2019年度 ロータリー財団管理委員長の目標

ロン・D・バートン管理委員長は、全人類の生活の質を高めるという約束を果たすために次のような目標を立てました。

1. 年次基金の目標は、人々の人生を変えるような数多くのプログラムを引き続き支援していくために「1億3700万ドル（前年度1億3500万ドル）」です。
2. ポリオ撲滅は今後も第1の優先活動となります。ポリオの募金目標は、年間5000万ドル（前年度3500万ドル）です。
3. DDFの全額を遣って世界でもっと「よいこと」をするよう全地区に呼びかけます。
4. 2025年までに20億2500万ドルというロータリー財団を築くため、財団の恒久基金への寄付を呼びかけます。現在の手持ちは4億2100万ドル、誓約による見込み額が7億6700万ドルということですが、「2025 by 2025」という恒久基金目標に向けロータリアン全員に理解とご協力を求めます。

宮内ガバナー年度における財団目標

1. 年次基金寄付・・・1人当たり・・・150ドル以上 メジャードナー5名以上
2. ポリオ・プラス・・・1人当たり・・・30ドル以上
3. 財団の補助金を活用して、地域社会・世界に奉仕しよう
ロータリー財団に活動は『寄付を集める活動』と『寄付を使う活動』があり、地区におけるDDF（地区活動資金）の資金源は、当地区の3年前の寄付額によって決まります。

資金推進に対して

地区の寄付目標に従って、各クラブが年次寄付と恒久基金への寄付目標を設定して、達成できるよう支援していきます。

1. 宮内年度の寄付目標「1人150ドル」を達成できるようにクラブを支援し、その進捗管理を行う。
2. マルチプル・ポール・ハリス・フェロー「MPHF」・・・分区当り20名以上
3. 大口寄付者メジャードナー「MD」・・・地区で5名以上
4. ベネファクターまたは遺贈友の会会員・・・1クラブ当り1名以上
5. ポリオ・プラス・・・1人当り30ドル以上
6. 寄付実績の広報を実施し、記録を行う

地区補助金に対して

2018-2019年度の実施

1. ロータリー財団から地区へ補助金一括支給（8～9月）
2. 申請クラブに補助金交付（9～10月）
3. 申請内容の計画通りにプロジェクト実施
4. 各クラブは報告書を地区に提出（プロジェクト実施から1カ月以内）
5. 関係書類の原本保管（5年間）

2019-2020年度計画（申請）

1. クラブ申請の提出期限（12月）
2. クラブ申請を確定して地区に申請（3月）
3. 申請内容を地区で審査（最終審査会4月）
4. 地区からロータリー財団へ補助金一括申請（5月）

グローバル補助金に対して

グローバル補助金は、平和と紛争予防/紛争解決・疾病予防と治療・水と衛生設備・母子の健康・基本的教育と識字率向上・経済と地域社会の発展の6つの重点分野の一つに該当し、測定可能、持続性可能なプロジェクトであること。プロジェクトの予算の下限は30,000米ドルです。補助金の「授与と受諾の条件」を遵守すること。以上の要件を満たした上で、補助金申請の受付は随時行っておりますが予定額に達した場合は終了させていただきます。

(注意事項) ①申請期限：随時（但し6月1日～6月30日の間は年度替わりのため7月1日以降の申請をお願いします）②奨学金応募申請には、申請期間がありますのでご確認ください。

資金管理に対して

申請書、報告書に関して厳守していただきたい事項

1. プロジェクト計画する時点において、自クラブの3年前の年次寄付実績額（地区会員必携に記載）を確認して頂き、地区補助金申請時に申請額超過（総額の4分の1以上）になりませんようお願い致します。
2. プロジェクトへの支出前に専用口座の残高を申請プロジェクト総額（地区補助金+クラブ拠出金）としてください。プロジェクトに係るものは必ず専用口座で入出金してください。
3. 申請時に記載のないものの購入は出来ません。

ポリオ・プラスに対して

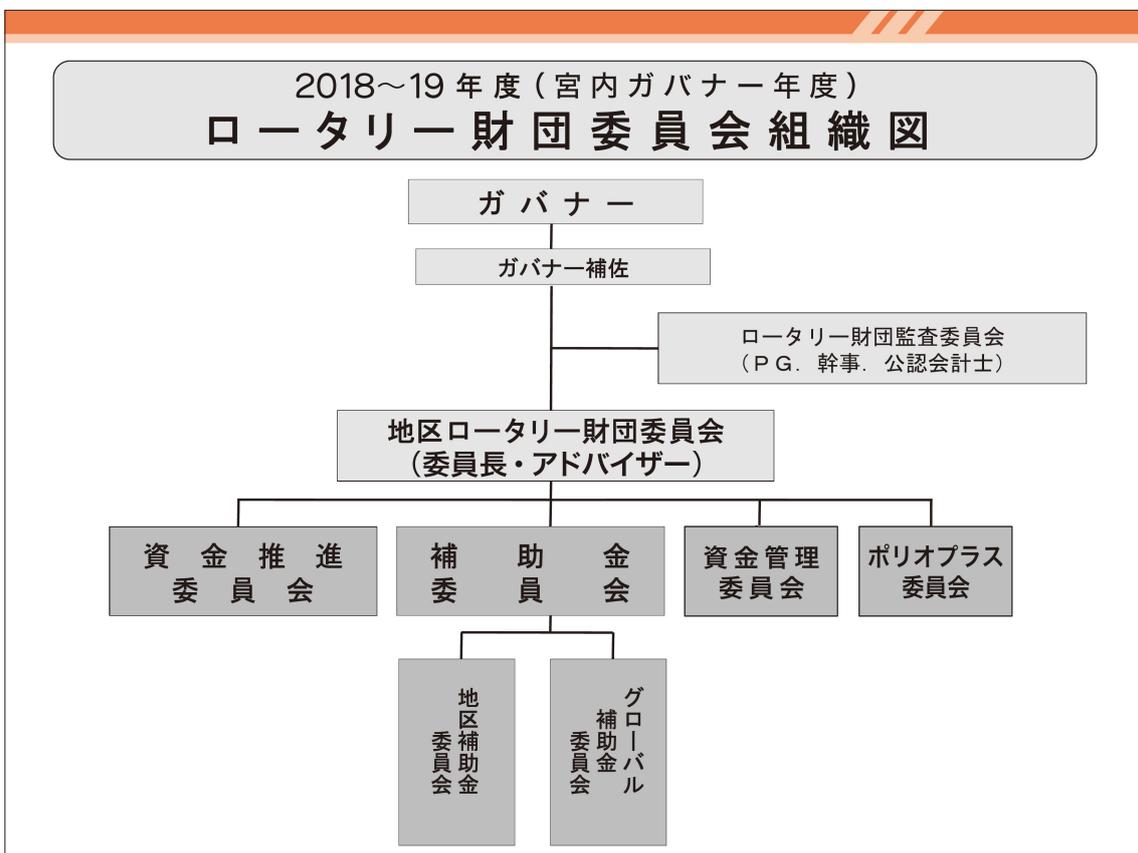
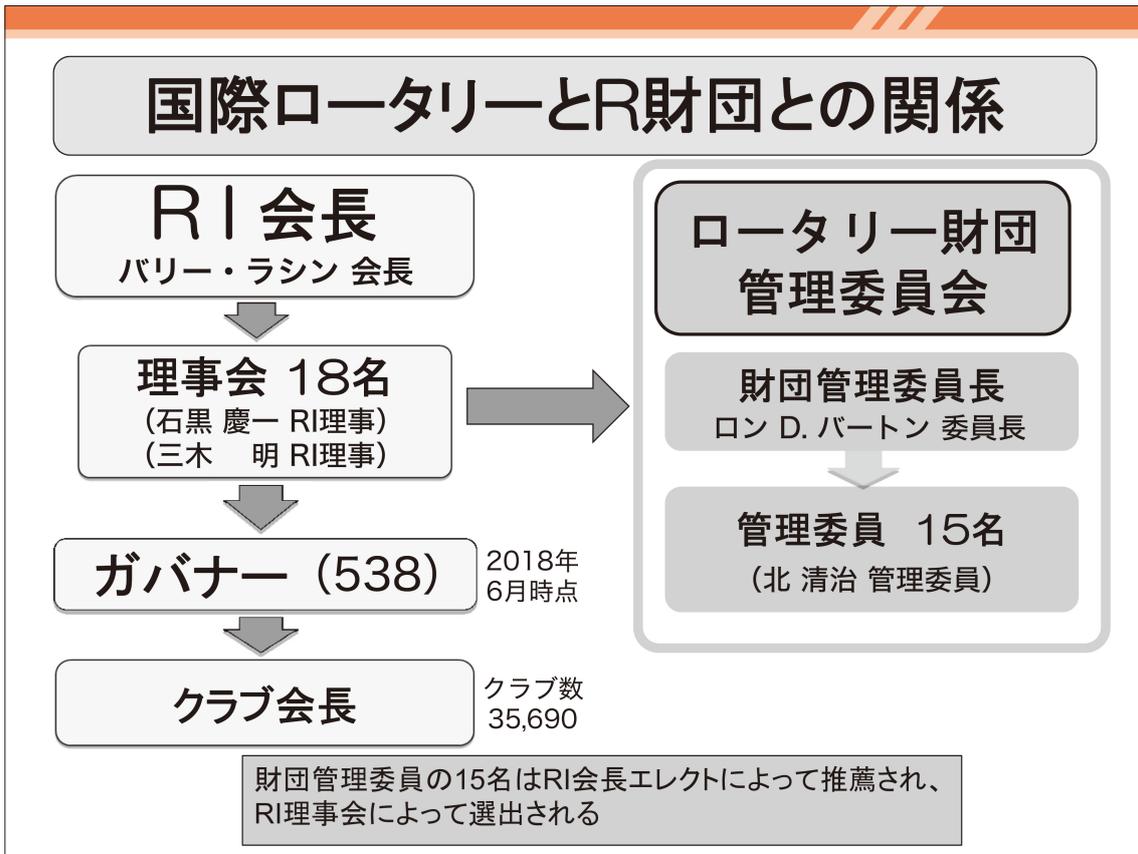
1. ポリオ・プラス基金寄付一人30ドル以上を依頼。
2. ポリオ・プラスの広報を各クラブに対して行う。
3. 地区のポリオ・プラス募金活動を積極的に行う。
4. 地区研修・協議会や、R財団セミナー等で啓蒙活動に取り組む。

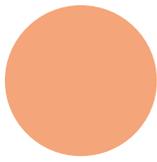
2018-2019年度 セミナー開催予定及び地区補助金提出期限

1. ロータリー財団セミナー・・・2018年 8月18日（土）（前橋問屋センター会館）
2. 補助金管理セミナー・・・2018年11月10日（土）（前橋商工会議所会館）
（補助金管理セミナーに出席しない場合は、両補助金の申請が出来ない事になっております）
3. 地区補助金申請提出期限・・・2018年12月21日（金） Web申請となります。

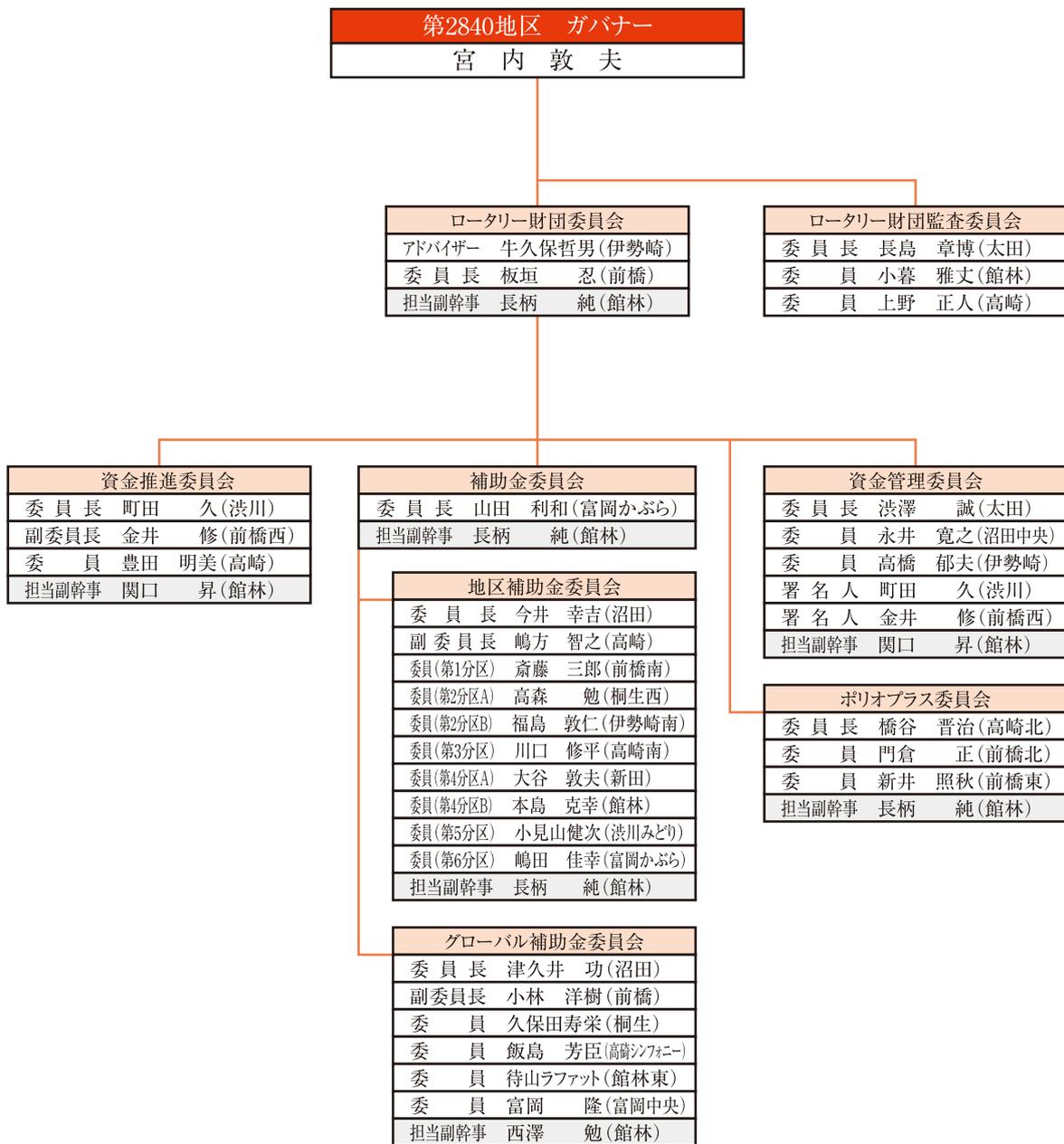
ロータリー財団委員会

アドバイザー パストガバナー 牛久保哲男（伊勢崎RC）
委員長 板垣 忍（前橋RC）





第2840地区 ロータリー財団委員会 組織図



ロータリー財団の未来の夢計画とは？

2018-2019年度は、『未来の夢計画』6年目のプロジェクト実施年度となります。クラブで行うプロジェクトの計画、申請、承認はすべて前年度(2017-2018)に行われました。

2018-2019年度は、そのプロジェクトの実施、及び報告書の提出、承認及び次年度(2019-2020年度)のための計画、申請、承認を行う年度となります。

未来の夢計画によってロータリー財団は、私たちすべてのクラブのための財団になります。プログラムも各クラブのロータリアン自らが創造し、かつ、自らが活動するものにも変わるといっても良いかとも思います。

ロータリー財団の補助金を活用し、クラブの奉仕活動を充実しましょう。

寄付金を使う活動

寄付金の使い方は、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオ・プラス・プログラム」の4つです。

地区補助金

＊地区に一括して授与される補助金

DDFの50%以内

- ・事業分野はクラブと地区の自由裁量
- ・1プロジェクト当たりの補助額に下限はない。
- ・地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。
- ・使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等を地区で保管しておく。
- ・時々、無作為に地区に対してR財団本部からの監査がある。
- ・DDFのみでWFは使えない。

(事業例)

- ・人道的奉仕事業
- ・音楽や文学・歴史等に関する奨学金
(海外留学でも地元の大学に行く場合でも可)
- ・経済的に困っている学生への学費の支援
- ・使途指定で現金贈与ができる。
- ・職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由)
- ・職業訓練の支援
- ・海外のクラブとの協力事業
- ・地元地域社会での奉仕事業
- ・海外での奉仕事業
(ロータリーのある国でも、ない国でも可)
- ・海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの建設も可
- ・その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)

グローバル補助金

＊2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを共同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。

**補助金の下限15,000ドル～上限200,000ドル
(10万ドル以上は、管理委員会の承認が必要)**

- ・現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。
- ・DDFに対しては1:1、現金に対しては1:0.5のWFが交付される。

(事業例)

- ・6種類の重点分野を専攻する奨学金(1年から4年間)
- ・(WF50%、DDF50%)
- ・6種類の重点分野に関する職業研修チームの派遣
- ・6種類の重点分野に関する多額の人道的事業
- ・その他、6種類の重点分野に関する事業
- ・改築・増築も可能
- ・インフラ建設も可能
- ・ロータリーのある国でのみ事業実施可

グローバル補助金は、次の6種類の重点分野に活用する。

- ＊平和と紛争予防／紛争解決
- ＊疾病予防と治療
- ＊母子の健康
- ＊水と衛生
- ＊基本的教育と識字率向上
- ＊経済と地域社会の発展

ロータリー平和
センタープログラム

補助金の下限50,000ドル～上限120,000ドル

- ・財源は、DDFの寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。

——世界6ヶ所・7大学——

- 国際基督教大学 (日本)
- ウプサラ大学 (スウェーデン)
- ブラッドフォード大学 (イギリス)
- クイーンズランド大学 (オーストラリア)
- デューク大学 (アメリカ)
- ノースカロライナ大学チャペルヒル校 (アメリカ)
- チュラロンコン大学 (タイバンコク)

- ・紛争解決と平和に関する国際問題について研究する為のフェローシップです。
- ・ロータリーフェローシップは、2年間、ロータリー平和センター（世界6ヶ所、7大学にある）で修士課程において学びます。（15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある）
- ・ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発修了証を取得する3ヶ月コースもある。

ポリオ・プラス
プログラム

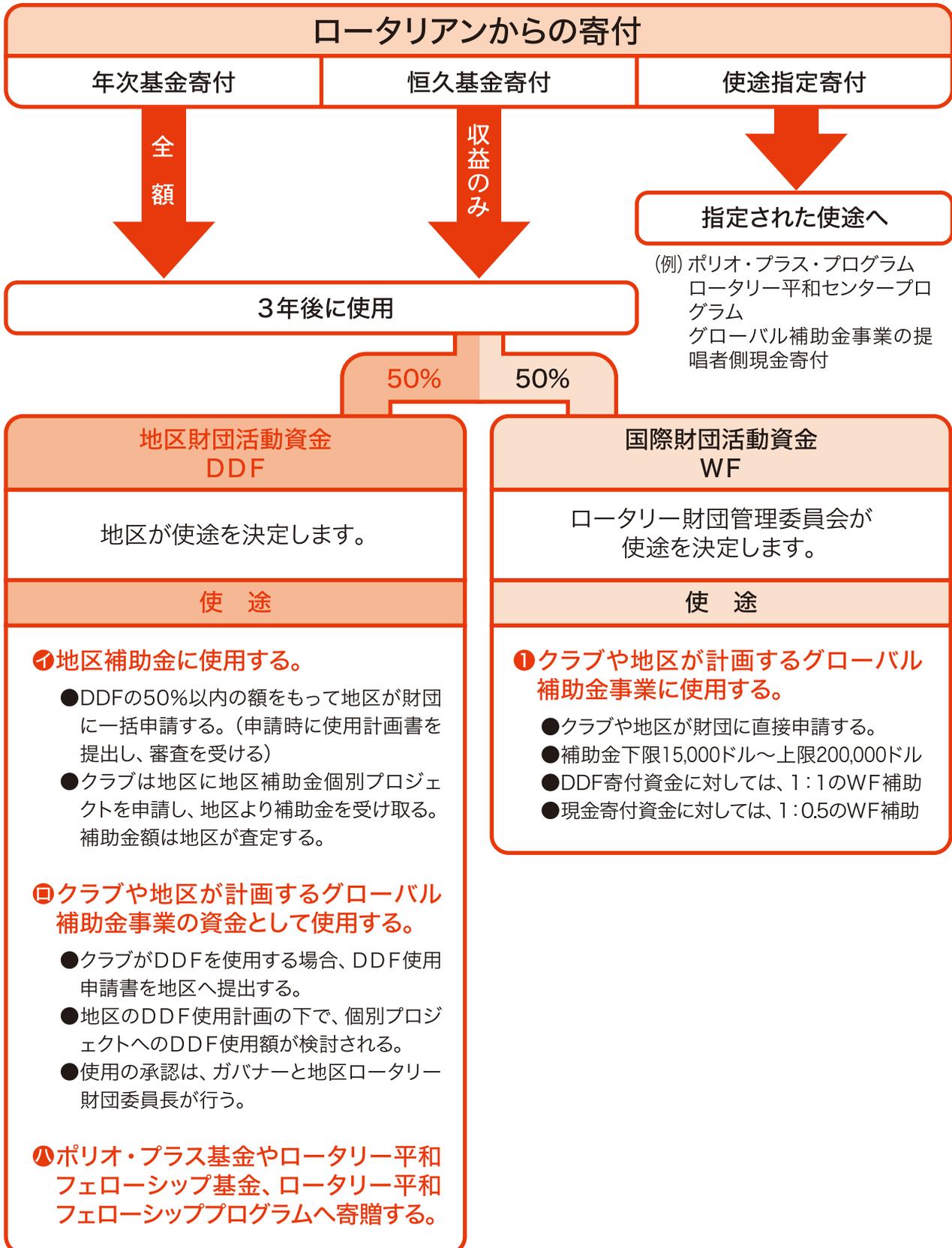
補助金の下限、上限ともになし

- ・ポリオ・プラス用途指定寄付金等
- ・ポリオ・プラス基金100%で実施

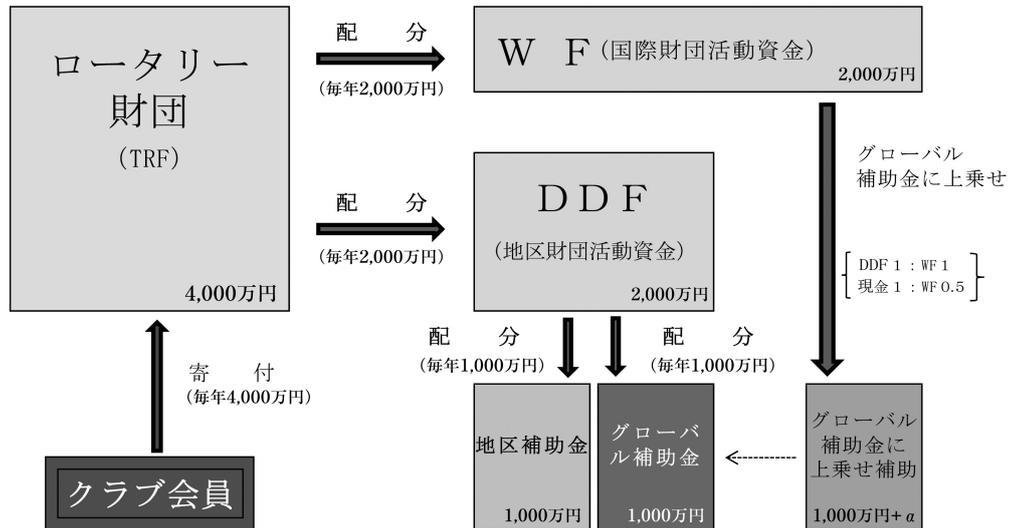
- ・ポリオ・プラス
ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして同時追放を目的としている。
- ・ポリオ・プラス・パートナー
ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、①全国予防接種日のための地域社会動員、②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、③ポリオ担当役員・免疫専門医への援助活動の三つのニーズの目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。

シェアシステムによる寄付金の配分

年次基金寄付と恒久基金収益を、3年後に国際財団活動資金 (WF) と地区財団活動資金 (DDF) にそれぞれ50%ずつ配分することをシェアシステムと言います。



「2840地区 年次寄付・補助金サイクル図」



(注) 上記の各金額は簡略化するため、概算額としています

クラブの地区補助金スケジュール

2017 - 2018年度	2018 - 2019年度	2019 - 2020年度	2020 - 2021年度
田中年度	宮内年度	森田年度	
2017 12/22申請			
Aプロジェクト計画・申請	Aプロジェクト実施・報告		
	終了後1ヶ月以内報告		
	2018 8/18 地区財団セミナー	11/10 補助金管理セミナー	12/21 申請期限
			2019 4/20 最終審査会
	Bプロジェクト計画・申請	Bプロジェクト実施・報告	
		終了後1ヶ月以内報告	
		申請	
		Cプロジェクト計画・申請	Cプロジェクト実施・報告
			終了後1ヶ月以内報告

「地区補助金」は、クラブと地区がロータリー財団の使命を支え、特定の関心に応じて地元や海外の緊要なニーズに取り組むための補助金です。

DDFの50%を使って、地区の裁量で自由に、人道的、教育的、社会奉仕活動等のプロジェクトを実施できるもので、地区が管理します。

1. 地区補助金の概要

・地区補助金の概要は次の通りです。

- 財源は、DDFのみです。
- 3年前の年次基金寄付と恒久基金利息によるDDFの50%以下を補助金として申請できる。
- 地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取ります。地区からクラブに補助金を授与します。
- 一括して受け取った地区補助金は、地区が管理する。
- 比較的短時間のプロジェクト。(プロジェクトと活動は、12ヶ月以内に完了することが望ましい。) ※当地区では7/1～4/末日までに完了。この期間を越える場合は中間報告書を提出する。
- 1回限りの比較的小規模のプロジェクト
- 奨学金の場合、2年を超えてはなりません。
- 奨学金の場合、高校、大学、大学院いずれも可。(学校は、国内、海外を問わない。)
- 1件当りのクラブ・プロジェクトまたは、地区プロジェクトへの補助金額は比較的小額で、ミニマムの規定はありません。
- 国内の事業にも、国際レベルの事業にも参加できます。
- 海外で事業を行う場合、実施地にロータリークラブのあるなしを問いません。
- プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量で実行できます。
- たとえ海外のクラブとの事業であっても、地区が主たるスポンサーで申請書を提出し、実施と報告の責務を負います。
- 次の地区補助金を支払われるためには、現在の地区補助金をClosedにしなければなりません。
- 一括して受け取った補助金を、受け取った後、残金があり、ロータリー財団に返却した場合、DDFとして戻る。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給できる。

2. 地区補助金の全般的基準と条件

・地区補助金の基準と条件の主たるものは次の通りです。

基準	●すべての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ること。
	●ロータリアンの直接参加を含むこと。
条件	●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
	●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わないこと。
	●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
	●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。
	●補助金参加者について定められているConflict of Interest(利害の衝突)の方針に従うこと。(※20ページを参照)
	●ロータリーマークを適切に使用し、クラブ名を入れる。

3. 地区補助金で資金を調達できること

・地区補助金を活用できるのは次のようなものです。

●人道的プロジェクト
●職業研修、チームの費用(参加者の資格条件、チームの規模、期間、参加者の年齢の基準等は地区の裁量とする)
●奨学金(期間は2年以内、専攻分野自由、資格基準や授与額は地区設定、国内でも海外でも可)
●災害救援
●地元と海外でのプロジェクトと活動
●ロータリー・クラブのある国およびない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
●インフラ(社会基盤)の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側溝、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室(ただし、必ずしもこれらに限定されるというわけではありません)
●既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装など。

4. 地区補助金を次のものに使うことはできません

・次のようなものには地区補助金を使用できませんので注意して下さい。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。

●政治、宗教にかかわること。

●教会などの純粋に宗教的な行事の支援。

●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。

●武器の購入。

5. 補助金の使用計画

地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区財団補助金委員長が、クラブからの個別プロジェクト申請を承認し、オンラインで「使用計画」を作成します。次に、この役員3名が地区から財団への地区補助金申請書を承認し、オンラインで「使用計画」を提出します。財団で申請書が審査され、承認されたあとで、補助金資金が支払われます。使用計画に、20%の臨時費を含めることができます。

6. 報告

・報告に関しては次の点に留意して下さい。

●地区は補助金を受領してから「12ヶ月以内」に、「最終報告書」をロータリー財団に提出しなければなりません。(地区対R財団)

●最終報告書には、使用計画と同じ形式で補助金資金の最終的な用途を記載します。

●地区が当初に提出した使用計画と、実際の用途が異なる場合は、最終報告書に変更点を必ず明記して下さい。

●地区は、個別プロジェクトの完成を待たずに、全補助金を各プロジェクトに支出した時点で最終報告書を提出できます。

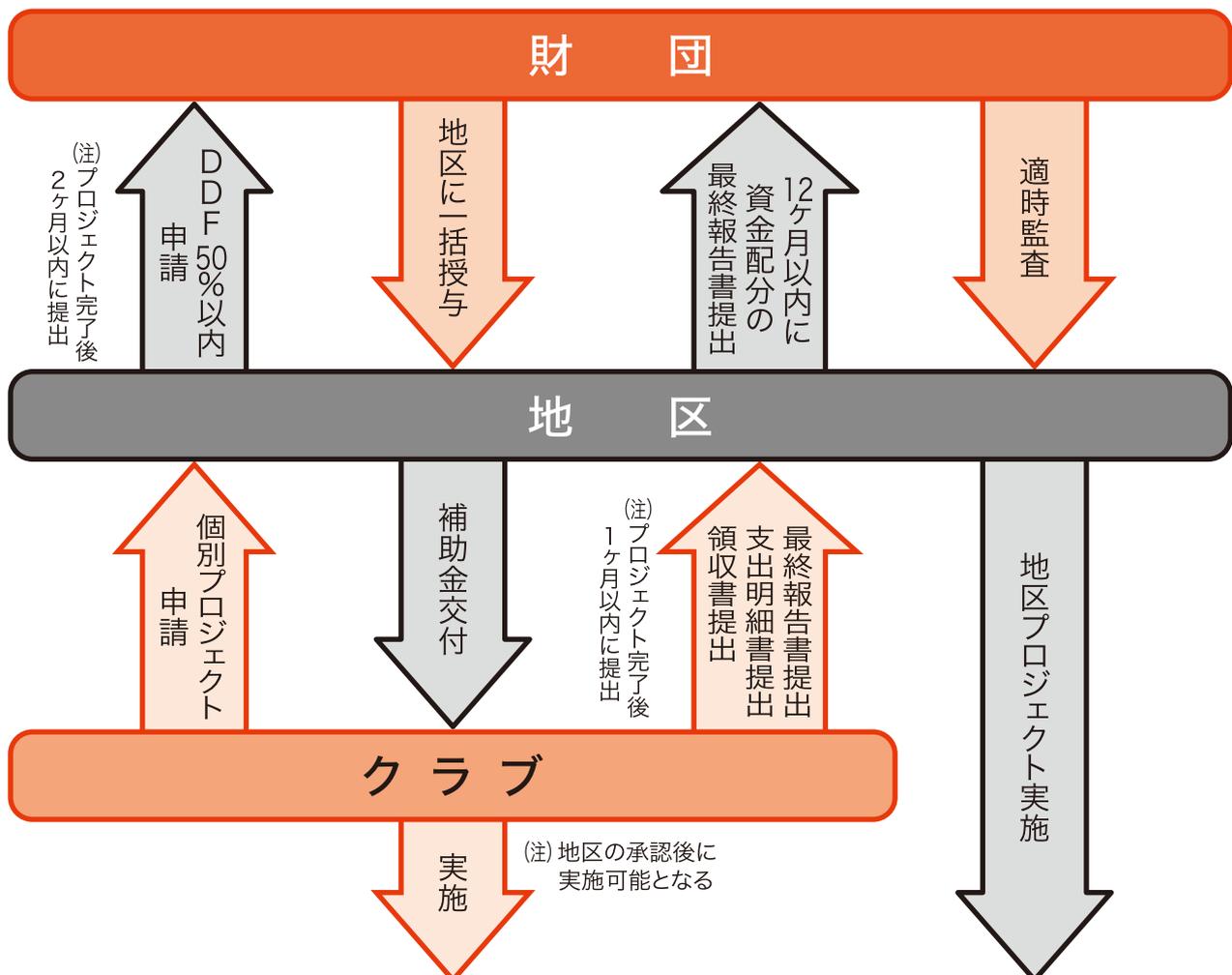
●クラブは、補助金を使用した後に、地区に最終報告書類(領収書、記録写真を含む)を提出します。(プロジェクト完了から1ヶ月以内に提出すること)

●クラブの報告書は、書類保管の要件に従って、地区が保管します。

●地区は、地区補助金の使用について、毎年クラブに報告する責務があります。

7. 地区補助金の申請から報告の流れ

地区補助金の申請から報告の流れについて、財団、地区、クラブのそれぞれの立場で理解していただくために次の図式をご覧ください。



奉 仕 事 業

- 事業分野はクラブと地区の自由裁量
- 1プロジェクト当たりの補助額に下限はない。
- 地元社会でも海外でも事業を実施できる。
- 海外や国内での建物、施設の改築事業も可。
- インフラ整備も可。

● 事業例 ●

- ・ 文化・芸術分野に関する奨学金（海外留学でも地元の大学に行く場合でも可）
- ・ 経済的に困っている学生への学費の支援
- ・ 使途指定で現金贈与ができる。
- ・ 職業研修チームの派遣（期間・人数ともに自由）
- ・ 職業訓練の支援
- ・ 災害救援
- ・ 海外のクラブとの協力事業
- ・ 地元地域社会での奉仕事業
- ・ 海外での奉仕事業（ロータリーのある国でも、ない国でも可）

2018-2019年度(宮内年度) 地区補助金の申請と報告

I 地区補助金

1. 2018-2019年度実施プロジェクトの報告(地区内29プロジェクト対象)

- (1) 今年度よりWeb上での報告となります。
- (2) 領収書や物品寄贈の場合の受領書のコピーや写真を添付して下さい。
- (3) 領収書等の各書類は少なくとも5年間保管することになっております。
- (4) プロジェクト終了後、1ヶ月以内にWeb上で報告して下さい。
- (5) Web報告についての不明点・疑問点等についてはガバナー事務所ではなく各分区担当補助金委員にお尋ね下さい。

2. 2018-2019年度申請プロジェクトの申請(2019-2020年度実施)

- (1) 前年同様Web上での申請となります。
- (2) 見積書や物品寄贈の場合は、カタログ・仕様書を添付して下さい。
- (3) 計画年度のMOU(覚書)の提出、専用銀行口座の開設。
原則として、すべての支払いはこの口座からの振込みとして下さい。
- (4) 補助金管理セミナー(2018年11月10日(土))の出席が資格要件となっております。
- (5) 2018-2019年度地区補助金審査基準(2840地区)と授与と受諾の条件を熟読して下さい。
- (6) 申請の受付期限は、2018年12月21日(金)となっております。
- (7) Web申請についての不明点・疑問点等についてはガバナー事務所ではなく各分区担当補助金委員にお尋ね下さい。

2018-2019年度(計画年度) 2840地区 地区補助金 審査基準

1. 奉仕プロジェクトの妥当性(受益地域社会の意向・人道性・教育性)
2. 申請書の申請内容の妥当性(実施年度(2019-2020年度)、クラブ名を入れた専用口座開設・記述内容・署名)
3. 見積書・仕様書・カタログ等の仕様書類の妥当性(必要に応じて写真等添付)
4. プロジェクトの総額と申請書類の妥当性
5. 申請クラブの会員の参加程度(積極的参加・ロータリアンが汗をかくことが奨励されている)
6. 寄贈品等、物品目録の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定(ロータリアンの関係者に直接利益をもたらすものでないこと) ※使用後にクラブの物にならないこと。
7. 実施時期の特定(プロジェクト承認前の経費の支出が禁じられている)
7月1日前の支出は厳禁

● 審査基準に財団は資金提供のみとなります ●

制約事項(地区補助金不適格とされる事項)

a. 授与と受諾の条件による制約事項抜粋

- (1) 特定の受益者等に対する継続的または過度の支援
- (2) 土地や建物の購入(増改築は可)
- (3) 募金活動
- (4) 地区大会・記念式典等のロータリー行事に関する経費
- (5) 500ドルを超えるプロジェクトの標識(看板・プレート)
- (6) 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費
- (7) 受益者や協力団体への無指定の現金寄付
- (8) 既に進行中または完了した活動と経費

※制約事項に関しては「授与と受諾の条件」(マイロータリーHP又は地区HP)をご覧ください

b. 地区独自の追加制約事項

「申請される様々なプロジェクトに対し、すべてのケースに対応したルールを明文化するのは極めて難しい。基本的には「授与と受諾の条件」を適用しますがそれでカバーしきれない事項については人道性(健康面や経済的な事などで困難な状況におかれた人達に対する救済・支援)、公益性、教育性、公共イメージの向上やロータリーの活性化に繋がるか等々の観点から審査いたします。

互いにロータリアンとしての善意と友情そして良識で臨機応変に対処し、透明性を維持してまいります。」

⇒ 地区の裁量

I. 原則として例外なく適用される事項

- (1) 地区補助金の活用にあっても覚書 (MOU) にあるクラブの参加資格条件が適用される。
- (2) 1クラブ1プロジェクト申請を原則とする。複数クラブでの共同プロジェクトを申請するときは、クラブ単独での申請はできない。
- (3) 地区補助金の申請額は申請クラブの3年前の年次寄付実績額の1/4(円に換算)以下とし、事業総額がそれ以上になる時、不足分はクラブ負担とする。
 例1) 3年前の年次寄付実績の1/4が円換算をして100,000円の場合、事業総額が100,000円ならばクラブ負担は0円。事業総額が80,000円の時も0円とする。
 例2) 3年前の年次寄付実績の1/4が円換算をして100,000円の場合、事業総額が300,000円ならばクラブ負担は200,000円とする。
 例3) 3年前の年次寄付実績の1/4が円換算をして600,000円の場合、事業総額が800,000円ならばクラブ負担は200,000円とする。
- (4) 3年前の年次寄付実績額の1/4(円に換算)の金額が5万円未満の場合には申請額を5万円とすることができる。
(申請額の下限を5万円とするものではありません)
- (5) 原則として事業実施日を2019年7月1日～2020年4月30日とします。
(事業内容によってやむを得ない場合は柔軟に対応しますが、報告は速やかにお願いたします)
- (6) 地区への最終報告書の提出(請求書、領収書、記録写真、受領書等を含む)はプロジェクト完了から1か月以内を厳守して下さい。

II. 審査の際に不適格と判断される事項

- (1) 単なる文化的な体験学習
- (2) 単なるコンサートや文化講演会
- (3) お祭りや行事への協賛
- (4) 主催事業ではない大会やイベント
- (5) 史跡の標識やモニュメントに類するもの
- (6) ホームページの作成費用
- (7) ロータリアンのための費用
- (8) ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト等への支援(支出が可能となりましたが地区補助金としての適切な支出に限る)適切な支出とは、大会やイベントなどの経費ではなく、奉仕活動の支援と認められるものとしします。
- (9) 協力団体の職員による補助金関連の旅行、奨学生のためのオリエンテーションセミナー、補助金管理セミナー、主にロータリー以外の団体によって実施されている活動に資金を充てることができる(支出が可能となりましたがロータリー以外の団体が主体となって実施する活動の後援、共催は原則不可)

c. 各制約事項に抵触しているかどうか判断が難しい場合もあるが、不適格とされる可能性のある具体例

例1 特定の受益者(団体、地域社会)に対する継続的または過度の支援(授与と受諾の条件)

- (1) クラブ独自の奨学金を2年以上連続して申請
 毎年奨学金の受領学生は替わるとは思われますが、特定の学校が継続されるので継続的支援と判断されます。

(2) 同一の公園などの公共施設に2年以上連続して寄贈

公共施設や公園などは利用者は特定し難くても特定の受益者と考えられます。寄贈物品などは違って複数回連続は本規定に反すると解釈されます。隔年の申請であっても難しいと判断されます。

(3) 同一内容の寄贈を市内各地域に毎年順番で行う。

同一内容の支援を地域内各学校に毎年行う。

これらの事例は直接本規定に反するとは言えませんが、毎年審査会で疑問視されています。受益者を市や市内学校と広く解釈すれば本規定に反すると見ることができます。

(4) 特定受益者に対し同年度に複数クラブが支援

市内同一の福祉施設に同一年度に複数クラブが支援するケースがあります。

この事例も本規定に明らかに反しているとは言えませんが、各クラブ間での事前の情報交換が出来ればもっと幅広い支援が可能になると思われます。

それぞれの地域でなるべく多く、かつ幅広く支援を必要としている人達に地区補助金が行き渡る。そして、ロータリーの存在が広く知れ渡り公共イメージが向上する。これが本規約の意図するところだと思われます。

しかし、一方で毎年異なる受益者を捜し、違った内容の寄贈物を立案するのも簡単なことではないかも知れません。

そこで、以下の要領を「継続的支援に該当する指針」といたします。

継続的支援に該当する指針

後記の2及び3に於いて当該事業の重要性等を考えて、クラブがそのプロジェクトを継続する強い根拠や意義を示して頂き、かつ利用状況の調査や効果測定などを定期的に報告して頂く場合には、委員会で協議し、補助金対象になるか検討いたします。又その場合には、全体であと何回計画しているかなどを明らかにしてもらいます。(それが示されれば承認されるとは限りません。)

1. 同一受益者で同一事業の場合 (奨学金を含む)

同一受益者かつ同一事業の場合に於いては、1回目の補助金支援を受けてから2年を経過しなければ、2回目の補助金対象にはなりません。

可・否	○	×	×	○	×	×
年度	1	2	3	4	5	6

2. 同一受益者で異なる事業の場合 (例、公園に物品の設置・イベントの開催)

① 同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、それぞれの事業で2年連続して補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	○	×	×	○	○	×	×
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

② 同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、当初の事業から1年を置いて、異なる事業を行い、それぞれの事業で補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	×	○	×	×	○	×	○
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

3. 異なる受益者で同一事業の場合 (例 防災グッズ・寄席)

異なる受益者かつ同一事業の場合に於いて、3年間連続して補助金支援を受けた場合には、当該事業に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	○	○	×	×	○	○	○
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

横軸：事業年度 ○は補助金支援適用可能年度 ×は補助金支援適用不能年度

例2 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費 (授与と受諾の条件)

一般の学校の部活費の支援

ある高校の部活費の補助支援の実例があります。

これは、本規定に抵触すると同時に教育性はあっても健全者の学校の限られた生徒に対する支援なので人道性の面での訴求力も弱いと判断されます。

例3 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付 (授与と受諾の条件)

ロータリアン以外のプロジェクト参加者に対し昼食代などとして現金や商品券を渡すことは本規定に反します。

例4 特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物の支援 (授与と受諾の条件)

(1) 宗教法人の敷地内に植樹した例があります。

公共性、公益性の観点から何とか承認されましたが、受益者が宗教法人の場合慎重な判断が求められます。

(2) 宗教法人の建造物 (旧国宝・国の重要文化財) の文化遺産としての価値を周知・広報するためにパンフレットを作成し配布する例があります。

建造物の文化的遺産価値の周知のためのパンフレットの作成でしたが、宗教法人自体の色彩の濃いパンフレットと解釈されました。宗教法人を対象にした事業は当該宗教法人の意見や意向を取り入れる必要性が強くなるざるを得ないなど、授与と受諾の条件に抵触する恐れが多いことから、地区補助金事業としては不適切と判断されます。尚、宗教法人に限らず、補助金対象先の単なる告知、宣伝のためのポスター、パンフレット、チラシ等は、本規定に反します。

例5 ロータリアンの経費 (地区独自の制約事項II)

(1) ロータリアンが子供達をバスでどこかへ引率する場合、受益者である子供達や教員の費用のみが補助金の対象となります。

受益者30名+ロータリアン10名 計40名がバスに乗車するとバス代×30/40が補助金対象額となります。

(2) ロータリアンと受益者を交えた事前準備打ち合わせなどの飲食費

この場合も上記(1)と同様の考え方となります。

そもそも、事前打ち合わせや実施後の反省会等々の費用は全額クラブ負担としていただいた方が審査会で疑問視されることは少なくなります。

例6 単なる文化的な体験学習（地区独自の制約事項Ⅱ）

本県の音楽文化の振興と意義づけされてはいますが、選考を経た子供達に楽器演奏を指導し、コンサートを開催するというプロジェクトの具体例があります。また、子供達を遊園地や各種施設にロータリアンが引率して連れて行くケースがあります。

これらは、本規定に抵触すると判断されます。教育性や人道性を強くアピールするものがないと不適格とされます。

また、選考基準も公平性を確保しながら明らかにしていただくなくてはなりません。

例7 単なるコンサートや文化講演会（地区独自の制約事項Ⅱ）

著名な作家やスポーツ選手などを招いた講演会や劇団を呼んでの観劇会などを主催するプロジェクトの実例があります。

これらも本規定に抵触します。**例6**と同様に教育性や人道性さらには公益性をどう付加するかが問われます。

例8 主催事業ではない大会やイベント（地区独自の制約事項Ⅱ）

各種スポーツ大会やイベント等を実施する場合、主催が原則となります。主催者が別にあることによってそれに対する共催や支援は補助金の対象とはなりません。

例9 史跡の標識やモニュメントに類するもの（地区独自の制約事項Ⅱ）

駅前の時計塔や温度計塔、世界遺産関連や公園内の標識、案内板などがこの分類に入り不適格と判断されます。さらに、これらの物品を単に寄贈するだけで、事業費が多額であり、かつロータリアンの積極的参加度の割合が薄いのではないかと指摘されるケースが実例としてあります。また、「授与と受諾の条件」の「500ドルを超えるプロジェクトの標識」の制約に該当しないよう注意が必要です。

例10 申請時の予算と報告書の支出に大きな差異のあるケース

申請書の支出予算に対して報告書の支出金額が大幅に増減しているケースがあります。

何らかの理由により購入品の仕様変更や見積額の増減が生じた場合、増額分はクラブの負担となります。減額の場合は返金していただくことがありますので業者との見積りや交渉は慎重に行ってください。

例11 ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること（授与と受諾の条件）

プロジェクト名に「ロータリー」の名前を使用する場合は常に、徽章に加えて参加ロータリー・クラブの名前を含めなければならず、また「国際」という名称を用いてはならない。（ロータリー財団章典第4.090項抜粋）

〔寄贈物名入れ推奨例〕
正しいロータリーマークと
個別のクラブ名が入ります。



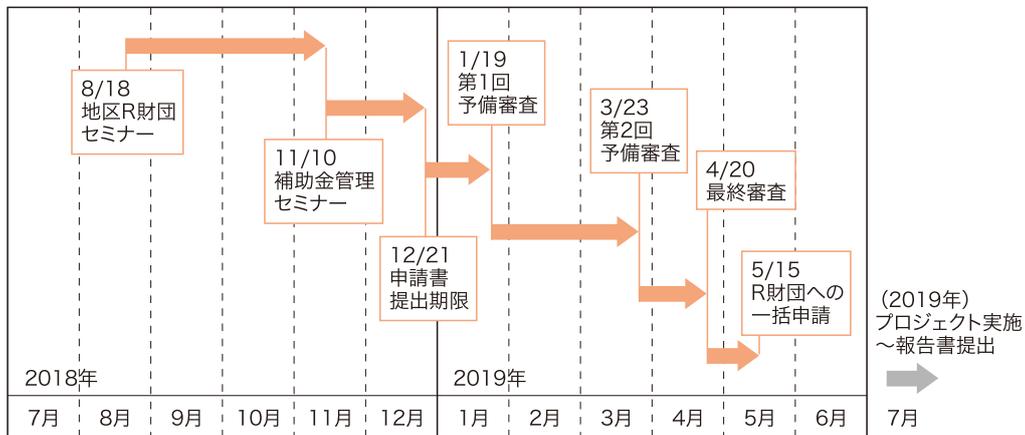
例12 ロータリアンが積極的に参加すること（授与と受諾の条件・II
受領資格の条件）

クラブメンバーの事業への参加割合が審査会でよく協議されます・事業内容にもよりますが、原則、参加割合が50%以上をお願いします。尚、受益者の関係（事業内容やその開催施設等で人数に制約がある等）で参加割合が50%未満になる場合には、理事会の承認は当然のこと、事業前後の例会での卓話等を利用して、その事業内容について全クラブ会員に周知してください。

※利害の対立の疑いがある場合は、開示する。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる個人が、自分やその家族、個人的な知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のあるような個人間の関係を指す。一切の情報の開示については、補助金の承認に先立って説明がされなければならない。

1. 業者とロータリー関係者の関係に関わらず、妥当な経費で最良のサービスを確保できるよう、公平、透明、かつ完全な見積り要請と入札手続を行わなければならない。ロータリー関係者が、ロータリアン、ロータリアンが所有または運営する物資やサービスの提供者、財団と協力関係にある機関、組織、団体の職員に資金を支払うような事業を検討する場合、利害の対立が起こりうる。
2. プロジェクトの協力団体、業者、受益者に関して理事を務めていたり、職務上の責任を負っていたりするロータリアンは、プロジェクト委員を務めることができない。

第2840地区補助金 計画～申請の年間サイクル



2018年8月18日の地区R財団セミナーで
地区補助金プロジェクト計画段階での注意事項をご説明します
 (地区R財団セミナー開催のお知らせと同時に地区補助金アンケートをお送りしますので
 ご記入の上出欠の返信と一緒にG事務所へ送って下さい)

この間でプロジェクトの計画を具体化
 させて下さい。



なるべく早期の段階でプロジェクト案
 の有無や内容について各分区担当の
 地区補助金委員にご相談下さい。

2018年11月10日の補助金管理セミナーで
申請書記入の注意点についてご説明します

(このセミナー出席と覚書 [MOU] への署名が補助金制度参加資格となります)

この間で申請書を完成させて下さい。



申請書の提出準備ができれば、担当
 の地区補助金委員に見せてチェック
 済みのサインをもらって下さい。

2018年12月21日の申請書提出期限までに
Web申請となります

グローバル補助金

グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加する機会を提供するものです。

財団の使命に関する以下の重点分野において、多大な影響をもたらす大規模なプロジェクトや活動に補助金を活用できます。

*重点分野

- 平和と紛争予防／紛争解決
- 母子の健康
- 疾病予防と治療
- 基本的教育と識字率向上
- 水と衛生
- 経済と地域社会の発展

クラブと地区は、重点分野の範囲内で、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。

クラブ・地区が立案するグローバル補助金

クラブ・地区が財団の重点とする6つの重点分野に関するプロジェクトを独自に立案し、申請するものです。

1. 概要

- 重点分野のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。
*平和と紛争予防/紛争解決 *母子の健康 *疾病予防と治療
*基本的教育と識字率向上 *水と衛生 *経済と地域社会の発展
- 1件当りの補助金額は、ミニмум15,000ドル。上限は20万ドル。
- 財源はDDFとWFと現金の組合せ。組合せ率-DDFなら1:1、現金なら1:0.5でWFが組み合わせられます。
- 人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち、30%以上を提供するよう義務づけられています。
- 長期にわたるプロジェクト。(例外-職業研修チーム)
- 持続性のある成果を上げ、かつ、その成果を測ることができなければなりません。比較的大規模のプロジェクト。(予算が少なくとも30,000ドル以上のプロジェクト)
- 奨学金の場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合のみ。
- 2カ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみ。
- ロータリー・クラブが存在する国および地域のプロジェクトのみを支援します。
- Host Sponsor (プロジェクト実施地のクラブまたは地区) とinternational Sponsor (海外の援助提供クラブまたは地区) の両者が必要です。
- 同時に10件まで申請できます。(地区の場合は、地区補助金を含めて10件です。)
- 個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに現金があり、ロータリー財団に返却した場合、WFに組み入られます。
- ロータリー財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を授与します。
- プロジェクトに参加するロータリアンの旅費は支給されない。(ただし、職業研修チームリーダーを除く。)

2. グローバル補助金の条件

・グローバル補助金の条件は以下の様なものです。

●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金は授与されません。
●補助金参加者について定められているConflict of Interest (利害の衝突) の方針に従うこと。 Conflict of Interest-ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。またロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
●ロータリー・マークを適切に使用すること。

3. グローバル補助金を次のものに使うことはできません。

・グローバル補助金を利用する場合、次のものには使えませんのでご注意ください。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
●政治、宗教に関わること。
●教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
●武器の購入。
●ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトなどの国際ロータリー・プログラムの支援。
●18歳未満の青少年の海外渡航費（親または保護者同伴の場合を除く）
●人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅、低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
●人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。

4. 人道的プロジェクト

- ・グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施することができます。以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。

- 一つまたは二つ以上の重点分野において、恵まれない人々の最低限ニーズに応えると同時に、全体の幸せを高めるようなプロジェクトでなければなりません。
- プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクトの資金を調達するものでなければなりません。
- インフラ（社会基盤）の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。（ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。）
- 既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装。など可
- 受益者の旅費に限り、海外の渡航費用。可
- 国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。可
- プロジェクト実施にかかわるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。可
- 人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。
レベル1：US 15,000ドル～ 50,000ドル 現地訪問の定めはありません
レベル2：US 50,001ドル～100,000ドル 必要に応じて現地訪問必要。
レベル3：US 10,0001ドル～200,000ドル 事前の現地訪問が必須。

5. 奨学金

- ・6つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。
- ・以下に奨学金に関係する要点をいくつか挙げます。

- 専攻分野は、ロータリー財団の重点分野でなければなりません。
- 奨学生は、教育レベルの条件を満たしている限り、年齢を問いません。
- 奨学金の期間は、大学院またはそれに相当するレベルの1年から4学年度です。地区規定あり
- 教育機関と学業プログラムは、ロータリー財団の承認を受けなければなりません。
- 奨学金には、授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の費用が含まれます。
- 教育機関の所在地となる地区・クラブがホストを務めます。隣接地区や他の地区はホストになれません。
- 奨学金の受領者は、受入地区（実施国）内に居住しなければなりません。
- ホスト・クラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。

●奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、派遣側のクラブまたは地区が奨学金返還に助力するものと期待されています。

●奨学生の条件

*実施国（受入国）の言語に堪能であること。

*奨学金申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。

●補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行ってください。

●奨学生が、自分の選考する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。

※奨学金に対する応募要項地区規定を定めました。

6. 職業研修 (VTT)

- ・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続可能なものにするため、人道的プロジェクトを併せて実施するケースもあります。
- ・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人からなる職業研修チーム (VTT) を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
- ・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であってもかまいませんが、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。
- ・以下に職業研修チーム (VTT) に関する説明をいくつか挙げます。

●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。GSEのようにホストが来訪GSEチームの受入費用を持つとは限りません。派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用（宿泊費や食費を含む）をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。

●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。

●重点分野に関することについて学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証しなければなりません。

●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。

●一つの補助金で一つまたは2つ以上のチームを支援するために使うことができます。

●派遣側 (International Sponsor) がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置します。クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。

●チーム構成と基準

*経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。

*申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務が事業に雇用されていることが望まれます。

●滞在期間に関する制約はありません。

7. 6つの重点分野

ロータリー財団の6つの重点分野

財団の使命 ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

分重点 野点	平和と紛争予防 ／紛争解決	疾病予防と治療	水と衛生
目的	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。 ② 紛争地域における平和構築の支援。 ③ 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地元の医療従事者の能力向上 ② 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。 ③ 地域社会の医療インフラの改善。 ④ 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。 ⑤ 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。 ⑥ 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。 ② 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。 ③ 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。 ④ 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。
分重点 野点	母子の健康	基本的教育と識字率向上	経済と地域社会の発展
目的	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、母子の生活を改善するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を指示することを可能にします。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。 ② 妊婦の死亡率と罹患率の削減。 ③ より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修。 ④ 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。 ② 地域社会における成人の識字率の向上。 ③ 教育における男女格差を減らすための活動。 ④ 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。 ② 生産性の高い仕事の機会の創出。 ③ 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。 ④ 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

8. 測定可能性と評価

- ・グローバル補助金では、補助金の効果や成果が持続するかどうかを重要視されます。
- ・成果を測定することで、プロジェクトがどの程度の影響をもたらしたかを把握し、将来のプロジェクト計画に役立てることができます。
- ・計画の段階から成果の測定方法を決めておき、補助金の申請時にそれを詳しく説明します。
- ・目標は、量と質の両面で測定できる（数で表し、言葉で明確に説明できる）ものとしてください。

●**量的な目標** を定めるには、まず基準となるデータを特定します。次に成果を測定する方法を決め、詳細な計画を立てます。

●**質的な成果** は、数や統計で測定しにくいものです。感想や意見、体験談を通じて質的な成果を探ることができます。量的なデータを集めた後で、受益者から話を聞く機会を設け、プロジェクトについてどのように感じているか、プロジェクトから恩恵を受けたと思うかどうかを尋ねます。

- ・正確な評価を行うために、以下を考慮に入れるとよいでしょう。

●**プロジェクトの対象者（誰が恩恵を受けるか）を明確にする。**

地域社会のニーズ調査を徹底して行い、活動案、場所、対象者を決めます。また、ニーズ調査でプロジェクト実施前のデータを集め、このデータを基準に具体的な目標を設定し、成果を測定します。

●**具体性を持たせる。**

誰が恩恵を受けるのか、プロジェクトがどのように展開するかを明確にイメージします。

●**目標を定める。**

期日を定め、それまでにどれだけ目標を達成できたか評価できるようにします。

●**測定方法を決める。**

どのように情報を集めて目標の達成状況を測るか決定します。

9. 持続可能性

グローバル補助金では、持続可能な活動とすることを重要視しています。持続可能性の8つの原則を説明します。

持続可能性の8つの原則

- 1 グローバル補助金は、ロータリー財団の資金がすべて使用された後も、プロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだものとする。
- 2 グローバル補助金は、多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むものであること。
- 3 グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、地域の人々の知識を最大限に活用するものであること。

4	グローバル補助金は、天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したりしないものであること。
5	グローバル補助金は、最大数の人々に恩恵を与えようと努めるものであること。
6	グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するものであること。
7	グローバル補助金は、自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するものであること。
8	グローバル補助金は、ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るものであること。

グローバル補助金を申請するためには 次の条件を満たす必要があります。

グローバル補助金は、次の条件を満たすプロジェクトに使うことができます。

- ① 6つの重点分野に該当するプロジェクトであること。「重点分野の目的と目標」を必ずご確認ください。
- ② 持続的で、効果が測定可能なプロジェクトであること。
- ③ 「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」を満たすプロジェクトであること。

グローバル補助金は今までのマッチンググラントのように、DDF（地区財団活動資金）からの補助金とWF（国際財団活動資金）からの補助金の両方の補助金を受け取ることができます。

- ① DDFからの補助金の配分は、(P8・9)をご覧ください。
- ② WFからの補助金は、次のようにクラブからの拠出金に対しては1：0.5の割合で、DDFからの補助金に対しては、1：1の割合で支給されます。
 クラブ拠出金 10,000ドル = WFからの補助金 5,000ドル
 DDFからの補助金 10,000ドル = WFからの補助金 10,000ドル

WFからの補助金の最低支給限度額は、15,000ドルとなります。前期の要件を満たしていてもこの最低支給限度額に満たない場合は、対象外となります。この場合、地区補助金を利用することも考えられます。尚、WFからの補助金の上限は200,000ドルとなっています。

グローバル補助金の申請から修了までの流れ

- グローバル補助金の受付は随時行います。(GG奨学金はこの限りではありません)
- クラブは、プロジェクトを企画・立案する際に、添付資料「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」と「重点分野の目的と目標」を参照し、プロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。
- クラブは、申請書を提出する前に、First Stepとして、セルフチェックを必ず行います。このセルフチェックはオンラインで行います。
- 更にクラブはホスト・パートナー（プロジェクトの実施国のロータリークラブ）の名前や担当者の氏名、収支予算の地区DDFからの補助金申請額も決定しなければなりませんし、そのための見積も取る必要があります。よって、まずこれらの項目をクリアさせなければなりません。
- そのために、最初にグローバル補助金委員会にDDFの申請書を提出していただきます。
- DDFの申請書の提出に際しては、必ず事前に分区担当グローバル補助金委員に点検を受けてください。
- 地区、補助金委員会のグローバル補助金委員会で確認、承認された後、クラブは申請書をTRF（ロータリー財団）に申請します。（オンライン上より）
- この申請書は、オンラインで行います。
- DDFを利用する場合には、ガバナーと地区ロータリー財団委員長の承認が必要となります。その段階までできましたら依頼のメールを送信するか、または、地区、補助金委員会へご連絡ください。
- クラブが申請書をオンラインで送信しますとガバナーと地区ロータリー財団委員長に届きます。ガバナーと地区ロータリー財団委員長がオンライン上で確認のチェックを入れますと、申請完了となります。
- クラブは、申請書のコピーを必ずグローバル補助金委員会に提出してください。
- TRF（ロータリー財団）より承認が下りると、プロジェクトが開始できます。
- TRF（ロータリー財団）では、承認後、補助金を授与する口座と署名人の情報を入力し、実施国と援助国両方が同意（クラブプロジェクトの場合はクラブ会長、地区プロジェクトの場合には財団委員長）のチェックをします。この入力とクラブからの拠出金と補助金が合算され、クラブの専用口座に振り込まれます。
- プロジェクトが、1年を超える場合には、中間報告書を提出すれば、引き続きプロジェクトを継続させることができます。
- プロジェクトは、最終報告書を提出し、TRF（ロータリー財団）からのファイルクローズの連絡を受けて、終了となります。

2018-2019年度(宮内年度) グローバル補助金の申請と報告

Ⅱ グローバル補助金

1. 2018-2019年度実施プロジェクトの報告

- (1) ロータリー財団グローバル補助金(GG)報告書(様式5-1~5-4)(ガバナー事務所HPからダウンロードする)を使用して下さい。
- (2) 領収書や物品寄贈の場合の受贈者の受領書のコピーや写真を添付して下さい。
- (3) 受領書等の各書類は、少なくとも5年間(グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間)保管することとなっております。
- (4) プロジェクト終了後2ヶ月以内にガバナー事務所へご送付ください。
(プロジェクトが1年を超える場合には、補助金の最初の支給を受けてから、12ヶ月以内に中間報告書を提出しなければならないこととなっております。中間報告書のコピーもガバナー事務所へ送付して下さい。)

2. 2018-2019年度申請プロジェクトの申請

【グローバル補助金 地域社会調査】

2018年7月1日以降、グローバル補助金(奨学金を除く)の申請書に、「地域社会調査の結果フォーム」の添付が必須となります。プロジェクト計画の方は、ご準備ください。今年度申請する申請書でも添付していただけます。

- (1) ロータリー財団グローバル補助金(GG)のためのDDF申請書(様式3-1~3-2)及びロータリー財団グローバル補助金(GG)事業計画書(様式4-1~4-2)(いずれもガバナー事務所HPからダウンロードする)を使用して下さい。(DDF申請書と事業計画書は両方提出して下さい。)
- (2) 見積書や物品寄贈の場合には、カタログ・仕様書等を添付して下さい。
- (3) MOU(覚書)の提出・プロジェクト名の入った専用銀行口座の開設(通常は実施国側で開設)・補助金管理セミナー(2018.11.10(土))の出席が資格要件となっております。
- (4) 2018-2019年度グローバル補助金審査基準(2840地区)と授与と受諾の条件を熟読して下さい。
- (5) 申請書の提出は随時ですが、6月1日~6月30日の間は年度替りのため、7月1日以降の申請手順をお願い致します。
(申請書の提出を受け、地区の審査会が随時開催されます。)

2018-2019年度 第2840地区 グローバル補助金 審査基準

1. 奉仕プロジェクトの妥当性（受益地域社会の意向・人道性・教育性・実現性）
2. 実施国の地域社会の人々が特定したニーズであり、積極的に参加すること。
3. 活動の終了後も、地域社会の人々が自力で取り組んでいくことができること。
4. 6つの重点分野のいずれかに該当するプロジェクトであること。
5. 持続可能性があり、長期にわたるプロジェクトであること。
6. 持続性のある成果をあげ、かつ、その成果を測定する基準を策定すること。
（可能な限り複数）
7. 2ヶ国以上のクラブ又は地区が参加する、国際プロジェクトであること。
8. ロータリークラブが存在する国および地域のプロジェクトであること。
9. 地区へのDDF申請書・事業計画書の妥当性（記述内容・署名等）
（地区への提出申請書はすべて日本語で記入する）
10. 見積書・仕様書・カタログ等の証憑書類の妥当性（必要に応じて写真添付）
11. WF15,000ドル以上、200,000ドル以下の事業であること。
12. 申請クラブは、少なくとも500ドル以上現金拠出すること。
13. Host Sponsor（実施国のクラブ又は地区）が、100ドル以上（DDF含む）の拠出をしていること。（奨学金・VTTはこの限りではありません）
14. 寄贈品等の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定がされていること。
15. 実施国のロータリークラブの役割りが明確であること。
16. 申請クラブの直近3年間の年次寄付実績
17. 「授与と受諾の条件」による制約事項

※詳細は「地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件」参照

クラブが準備をしなければならないこと

1. クラブが準備をしなければならないこと

- 1 ●MOUを地区と取り交わします。MOUとは、Memorandum of Understanding のことで覚書のことです。この覚書を地区と取り交わして参加資格を取得していませんと、ロータリー財団のプログラムを行うことができません。いつプログラムに参加しても良いように、クラブは必ず地区とこのMOUを取り交わしてください。MOUを取り交わす条件がいくつかありますので、クラブは事前にこの準備をしておく必要があります。署名は、会長と会長エレクトの2名が行うことになっています。尚、クラブ会長、会長エレクト、または、クラブが任命した代表者が、補助金管理および参加資格に関する研修会・セミナーに参加することが義務付けられています。「補助金管理セミナー」は毎年11月に開催されます。
- 2 ●補助金の申請時期
クラブから申請のあったプロジェクトを地区の補助金委員会で審査し、補助金交付額を確定します。もちろん予算には限度があります。地区申請条件を確認し期日までに申請してください。未来の夢計画では、地区全体の予算額は、DDF（地区財団活動資金）の50%が上限と大幅に引き上げられましたのでクラブからの申請にこたえられることができると考えられます。
- 3 ●今までのマッチング・グラントを大きくしたのものや奨学金などにグローバル補助金を充てることができます。こちらの補助金は、原則として1年間を通して申請をすることができますが、その内容によっては申請時期を十分に注意する必要があります。
- 4 ●地区補助金とグローバル補助金に関しては、「地区補助金」「グローバル補助金」の項を参照してください。
- 5 ●グローバル補助金を使ったプロジェクトを行う場合、MOUにも記載されている通り、クラブは、プロジェクト毎にグローバル補助金専用の銀行口座を設けなければなりません。グローバル補助金を利用するプロジェクトを立案する際には、事前にこの専用口座を開設しておいてください。
- 6 ●上記の②で挙げましたように、地区補助金の申請時期が決められておりますのでクラブの社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、そしてロータリー財団委員長など、ロータリー財団の補助金を利用するプロジェクトを行う上で、重要なポストの方の任命を早める必要があるかと思えます。会長エレクト、幹事エレクトの皆様は、この点を好くご理解いただき、早めの準備をよろしくお願いいたします。

クラブの参加資格

クラブは補助金プログラムに参加するために、財団の定めるクラブ覚書を読み、これに同意し、署名をして地区へ提出しなければなりません。

地区は毎年、クラブの参加資格認定を行います。

クラブの参加資格に関する要点を次にまとめました。

クラブの参加資格

目的

参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、クラブに適切な財務、法律、資金管理の制度が整っていることを確認するために定められています。

要件内容

- 地区が参加資格を満たしていること。
- クラブが補助金を受け取るための専用銀行口座を設け、その銀行口座の受取人情報を地区に提供する。
- 入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳の整備と保存を確実にする。
- 収入と支出の明細書を別々に維持する。
- 補助金に関連する銀行明細書を保管する。
- 補助金の支出に関連する帳票と全領収書を法律に従い必要期間保管する。
- 財団の定める授与と受諾の条件を順守し、適正に補助金資金を使用し、中間報告書、最終報告書ならびに提出必要書類(領収書や銀行明細書等)を遅滞なく地区へ提出する。
- クラブは、地区の行う補助金の適正使用調査、補助金会計調査に全面的に協力する。
- 地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席し、覚書を読み、これに同意する。
- クラブ会長とクラブ会長エレクトは、クラブの参加資格条件を満たし、これを順守し、確実に維持することを書面にて誓約し、署名して地区へ提出する。

備考

- クラブに参加資格を与えるのは、地区の責務です。(毎年、更新する必要がある)
- クラブの覚書〈クラブの参加資格認定・覚書(MOU)〉は、2840地区HPをご覧ください。

1. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。地区役員の責務には、以下が含まれる。

1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対象と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
3. 地区補助金、グローバル補助金の授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
4. 補助金に関する全ての人々が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

2. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書 (MOU)」に同意し、クラブから少なくとも会員一人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

- A. クラブがグローバル補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。(2840地区は義務としている)
- B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることが出来る。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。
- C. 地区は、地区補助金の資金を、地区内外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針〈ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件の条件を含む〉に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

参考資料

2018-2019年度ロータリー財団資料として
「2840地区宮内ガバナーHP」に掲載しております。

I	ロータリー財団章典
II	ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 「授与と受諾の条件」(2016年3月)
III	クラブの覚書 (MOU) の実施に関する指針
IV	グローバル補助金ガイド
V	グローバル補助金オンラインの手続
VI	グローバル補助金奨学金応募要項 (2840地区規定)
VII	寄付・認証 ロータリークラブの手引き
VIII	「ロータリー財団ハンドブック」(2018-2019年度・ダイジェスト版)
IX	地区補助金申請システム操作マニュアル
X	地区補助金報告システム操作マニュアル
XI	グローバル補助金地域社会調査の結果フォーム

2840地区年次寄付の状況

年 度	会員数	年次寄付額\$	1人当たり\$	未達成クラブ	100\$以下
2014-15 竹内年度	1,915	328,575.49	171.58	25	6
2015-16 生方年度	2,015	360,990.93	179.15	25	7
2016-17 豊川年度	2,058	348,825.93	169.50	19	8
2017-18 田中年度	2,063	335,625.49	162.68	20	3
2018-19 宮内年度			150以上		

地区補助金

DDFとして配分された額の50%

実施年度	寄付年度	DDF分配額	申請クラブ	事業総額
2014-15 竹内年度	2011-12 安藤年度	69,558\$	32	10,307,933円
2015-16 生方年度	2012-13 疋田年度	69,484\$	41	16,640,251円
2016-17 豊川年度	2013-14 本田年度	80,463\$	43 (41事業)	16,956,524円
2017-18 田中年度	2014-15 竹内年度	85,320\$	46	19,435,700円
2018-19 宮内年度	2015-16 生方年度	93,608\$	44 (29事業)	16,045,160円

グローバル補助金

DDFとして配分された額の50%

実施年度	寄付年度	DDF分配額	申請クラブ	事業総額
2014-15 竹内年度	2011-12 安藤年度	69,558\$	2	71,000\$ 平和センター50,000\$
2015-16 生方年度	2012-13 疋田年度	69,484\$	3	78,612\$ ポリオ基金 40,000\$
2016-17 豊川年度	2013-14 本田年度	80,463\$	6	70,000\$ ポリオ基金 50,000\$
2017-18 田中年度	2014-15 竹内年度	85,320\$	2	80,000\$ ポリオ基金 30,000\$ 平和センター25,000\$
2018-19 宮内年度	2015-16 生方年度	93,608\$		

参考資料

2016-2017年度 年次寄付・使途指定寄付・恒久基金 クラブ別実績表

(単位:ドル)

分区	クラブ名	会員数 (16.7.1) ①	年次寄付 クラブ目標額 ②	年次寄付 実績額 ③	年次寄付 達成率 ④(③/②)	年次基金 一人当たり 実績額 ⑤(③/②)	使途指定 寄付実績額 ⑥	恒久基金 実績額 ⑦	合計 ⑧(③+⑥+⑦)
第1分区	前橋	118	18,000.00	26,605.19	148%	225.47	3,418.78	0.00	30,023.97
	前橋西	56	0.00	7,126.43	0%	127.26	1,954.35	0.00	9,080.78
	前橋東	60	9,000.00	10,856.98	121%	180.95	1,999.98	0.00	12,856.96
	前橋北	69	0.00	12,815.30	0%	185.73	2,117.99	0.00	14,933.29
	前橋南	32	0.00	3,636.40	0%	113.64	477.34	0.00	4,113.74
	前橋中央	28	4,200.00	4,426.54	105%	158.09	897.27	0.00	5,323.81
分区小計		363	31,200.00	65,466.84		180.35	10,865.71	0.00	76,332.55
第2分区A	桐生	67	10,500.00	9,856.22	94%	147.11	2,144.98	0.00	12,001.20
	桐生南	25	3,750.00	3,000.00	80%	120.00	0.00	0.00	3,000.00
	桐生西	61	9,450.00	9,688.00	103%	158.82	2,018.00	1,173.00	12,879.00
	桐生中央	22	3,750.00	3,020.88	81%	137.31	611.19	0.00	3,632.07
	桐生赤城	44	6,750.00	4,812.68	71%	109.38	1,205.52	0.00	6,018.20
分区小計		219	34,200.00	30,377.78	86%	138.71	5,979.69	1,173.00	37,530.47
第2分区B	伊勢崎	79	12,000.00	17,604.00	147%	222.84	3,297.27	4,200.00	25,101.27
	群馬境	21	4,050.00	3,663.00	90%	174.43	720.00	0.00	4,383.00
	伊勢崎中央	80	0.00	10,800.00	0%	135.00	2,070.00	0.00	12,870.00
	伊勢崎南	28	4,480.00	3,381.48	75%	120.77	932.03	0.00	4,313.51
	伊勢崎東	31	3,000.00	3,894.00	130%	125.61	675.19	0.00	4,569.19
分区小計		239	23,530.00	39,342.48		164.61	7,694.49	4,200.00	51,236.97
第3分区	高崎	117	17,550.00	24,935.45	142%	213.12	5,617.59	0.00	30,553.04
	高崎南	65	6,700.00	9,694.81	145%	149.15	1,485.81	294.12	11,474.74
	高崎北	68	0.00	4,716.60	0%	69.36	2,323.46	0.00	7,040.06
	高崎東	38	5,700.00	6,724.07	118%	176.95	1,194.54	0.00	7,918.61
	高崎ソフォニー	42	6,300.00	7,487.67	119%	178.28	1,260.00	1,000.00	9,747.67
	高崎セントラル	37	5,550.00	4,488.76	81%	121.32	378.18	0.00	4,866.94
分区小計		367	41,800.00	58,047.36		158.17	12,259.58	1,294.12	71,601.06
第4分区A	太田	71	11,250.00	12,495.18	111%	175.99	3,322.20	4,000.00	19,817.38
	太田西	17	0.00	2,450.01	0%	144.12	489.09	0.00	2,939.10
	太田南	43	6,750.00	6,247.88	93%	145.30	1,426.33	0.00	7,674.21
	新田	17	2,700.00	2,190.00	81%	128.82	330.00	0.00	2,520.00
	太田中央	54	8,250.00	8,970.00	109%	166.11	1,810.00	0.00	10,780.00
分区小計		202	28,950.00	32,353.07		160.16	7,377.62	4,000.00	43,730.69
第4分区B	館林	50	7,500.00	7,500.00	100%	150.00	1,545.45	0.00	9,045.45
	大泉	33	4,800.00	12,950.00	270%	392.42	2,099.09	1,000.00	16,049.09
	館林西	22	3,300.00	3,500.00	106%	159.09	699.09	0.00	4,199.09
	館林東	24	4,000.00	4,000.00	100%	166.67	720.00	0.00	4,720.00
	館林ミアム	26	3,900.00	4,200.00	108%	161.54	810.00	0.00	5,010.00
分区小計		155	23,500.00	32,150.00	137%	207.42	5,873.63	1,000.00	39,023.63
第5分区	渋川	58	8,700.00	18,173.90	209%	313.34	2,410.00	2,000.00	22,583.90
	沼田	67	10,050.00	13,934.57	139%	207.98	2,735.34	0.00	16,669.91
	草津	19	0.00	2,550.00	0%	134.21	0.00	0.00	2,550.00
	中之条	21	0.00	3,150.00	0%	150.00	630.00	0.00	3,780.00
	沼田中央	59	0.00	6,200.94	0%	105.10	1,725.45	0.00	7,926.39
	渋川みどり	38	4,050.00	4,545.61	112%	119.62	718.11	0.00	5,263.72
分区小計		262	22,800.00	48,555.02		185.32	8,218.90	2,000.00	58,773.92
第6分区	富岡	46	0.00	7,820.00	0%	170.00	1,940.00	0.00	9,760.00
	藤岡	52	7,650.00	8,957.39	117%	172.26	1,599.09	0.00	10,556.48
	安中	44	7,500.00	7,650.16	102%	173.87	1,584.54	0.00	9,234.70
	藤岡北	16	1,500.00	1,222.56	82%	76.41	376.36	0.00	1,598.92
	富岡中央	39	5,850.00	5,907.97	101%	151.49	1,288.11	0.00	7,196.08
	碓氷安中	10	150.00	827.25	552%	82.73	227.27	0.00	1,054.52
	藤岡南	17	2,550.00	2,876.76	113%	169.22	694.54	0.00	3,571.30
	富岡かぶら	27	4,050.00	5,452.35	135%	201.94	859.02	0.00	6,311.37
分区小計		251	29,250.00	40,714.44		162.21	8,568.93	0.00	49,283.37
合計		2,058	235,230.00	347,006.99	148%	168.61	66,838.55	13,667.12	427,512.66

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2013-2014年度版)〈初版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 牛久保哲男
副委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 森田 高史
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■初版発行日 2013年11月1日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2014-2015年度版)〈第2版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 牛久保哲男
アドバイザー 高木貞一郎
副委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 森田 高史
地区補助金 委員長 下井田秀一
グローバル補助金委員長 大島 秀夫
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■第2版発行日 2014年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2015-2016年度ダイジェスト版)〈第3版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 伊能 富雄
アドバイザー 牛久保哲男
補助金委員会 委員長 森田 高史
地区補助金 委員長 下井田秀一
グローバル補助金委員長 大島 秀夫
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■第3版ダイジェスト版発行日
2015年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2016-2017年度ダイジェスト版)〈第4版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 下井田秀一
地区補助金 委員長 山田 利和
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第4版ダイジェスト版発行日
2016年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2017-2018年度ダイジェスト版)〈第5版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 板垣 忍
地区補助金 委員長 山田 利和
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第5版ダイジェスト版発行日
2017年8月19日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2018-2019年度ダイジェスト版)〈第6版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 板垣 忍
補助金委員会 委員長 山田 利和
地区補助金 委員長 今井 幸吉
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第6版ダイジェスト版発行日
2018年8月4日



国際ロータリー第2840地区